

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第6次分）」への対応について、区への実質的な影響があるとされた法令について、各主管部長会での検討状況が取りまとめられたため、報告する。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<平成29年4月移譲予定>

○主な内容：学校保健安全法による医療費援助に係る事務処理に当たり、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。

○特別区への影響：当該医療費援助の実績のない区が大半で、事務への影響は少ない。

(2) 職業安定法<平成29年4月移譲予定>

○主な内容：地方版ハローワーク（地方公共団体が無料職業紹介を実施）の創設が可能となる。

○特別区への影響：国や都との役割分担を明確にした上で、財源確保や人材育成に関する国の支援が必要である。

(3) 雇用対策法<平成29年4月移譲予定>

○主な内容：国のハローワークを活用した枠組みの創設が可能となる。

○特別区への影響：国や都との役割分担を明確にした上で、ハローワークとの連携強化が必要である。

(4) 食肉処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律<平成29年4月移譲予定>

○主な内容：食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督権限を移譲する。

○特別区への影響：専門知識、手法の習得に関して国の支援が必要である。

(5) 建築基準法<平成28年6月見直し>

○主な内容：一律に定期点検の対象となっている倉庫等の公共建築物について、市町村等の判断により対象除外が可能となる。

○特別区への影響：定期点検を除外する施設等に、ばらつきを生じさせないための基準が必要である。

(6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律<平成 29 年 4 月移譲予定>

- 主な内容：高齢者居住安定確保計画が策定できるようになり、より地域の実情を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の立地の誘導等が可能となる。
- 特別区への影響：住宅基本計画や高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等との整合を図る必要がある。また、高齢者住宅の整備計画を実効あるものとするには、都や都市再生機構等公的住宅供給主体との連携が不可欠である。

2 提案募集方式について

(1) 平成 27 年の特別区提案事項について（産後ケア事業の法的事業化）

産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成 28 年度中に結論を得る。

（地方からの提案等に関する対応方針～平成 27 年 12 月 22 日閣議決定～）

(2) 平成 28 年の特別区提案事項について（6 月 6 日提出）

- 家庭的保育事業等の連携施設に関する経過措置の継続
 - ・家庭的保育事業による保育提供の終了児（3 歳児）を継続して受け入れるための連携施設となる保育所等の整備を確保するため、経過措置（5 年間）を継続する。
- 家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和
 - ・家庭的保育事業者が給食を提供するに当たり、国の基準に基づく搬入施設（調理施設）が必要となるため、施設要件の緩和を求める。
- 郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大
 - ・現在要介護 5 の認定者に認められている郵便等における不在者投票の対象者を、要介護 4 の認定者まで拡大する。
- 同一建物の中に「特養ホームと障害者向けのグループホーム」の合築を可能にする
 - ・両施設の合築を可能とすることで、土地の有効活用や空き家・空き店舗の活用を推進する。
- 窓口業務等の公共サービスの民間委託に対する見直し
 - ・審査決定に係る業務は、入力や押印など定型的なものを含めて公権力の行使と見なされるため、作業的な単純作業を職員が行わざるを得ない現況を見直す。